

# 建築協定だより

第15号 1991年9月

編集・発行 横浜市建築協定連絡協議会  
横浜市中区港町1-1  
横浜市建築局企画指導課内  
電話 045(671)2932・2933

## 住環境意識調査行われる！

第8回を数える、建築協定連絡協議会総会が6月8日(土)、横浜スタジアム隣の中区役所で開かれました。連絡協議会幹事会の昨年度1年間の活動報告と今年度の方針提案。行政側からは協定地区認可件数等の実績報告がありました。また、昨年度方針に基づいて行われた、住環境意識調査の報告。講演では千葉大学教授丸山先生に法律の専門家の立場から見た建築協定制度について話を伺いました。

総会は、3年間続いた横浜駅東口ジャストホールの会場から中区役所に変更して行われました。出席



者は昨年を下回りましたが約100名の方の出席がありました。

午後1時30分の開会で、連絡協議会幹事の進行で進められました。1年間の協議会・幹事会の活動報告では、協定地区見学会の開催と最近の社会情勢の急激な変化に伴い、建築協定地区に住まわれている方を対象に実施した住環境意識調査の結果報告などがありました。

今年度の活動方針の提案では、①第4回目の建築協定地区見学会。②前年度行われた住環境意識調査に基づいた分析及び支援策の検討。③神戸市、京都

市の連絡協議会との情報交流について提案し承認されました。

休憩後の講演では、丸山先生から「建築協定制度の問題点と課題」について、建築協定の法的性格、契約的位置付けに触ながら、判例などを参考にして協定運営委員会の性格、権限などについて話を伺いました。運営委員会に関わる話については出席の地区代表者の方から、見解に対する質問がいくつか出されました。

終了は、予定時間を30分ほどオーバーしてなお討論時間不足を感じさせながらの閉会となりました。

### 幹事会報告と提案

総会では幹事会報告として1年間の活動状況、また、今後1年の方針についての提案がされました。

<平成2年度活動報告>

#### (1) 建築協定地区見学会

第3回目の見学会を昨年10月20日(土)に実施しました。参加者は全体で32名でした。

見学地は桂台自治会(栄区)、鳥が丘住宅地(戸塚区)、西田地区(泉区)の3地区でした。桂台さんは、協定締結を自治会の区域全体ではなくめざめざといったところを6地区に分けて締結に至った総締の報告。鳥が丘住宅地は、運営委員会活動を中心とした報告と10年目を節目として行ったアンケート調査の紹介などが出されました。西田地区は、区画整理事業を基盤とした「安全で分かりやすいまちづくり」の様子を見学しました。

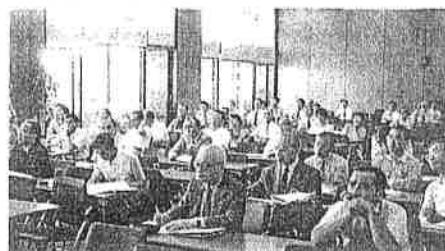
#### (2) 建築協定地区の住環境意識調査の実施

最近の地価高騰、高齢化社会、ワンルームマンションの増加に伴い、居住形態や住宅地をめぐる環境条件も変化してきている中で、居住者の環境意識が高まってきています。そこで、協定地区的住環境の問題点をうかがって、行政の支援態勢等を研究していくための基礎資料とさせていただくために実施しました。(調査結果報告は2面に掲載)

#### (3) 緑化推進

本年度は、具体的な活動はできませんでしたが、住環境意識調査の中で、地区内の緑化に対する意見を聞いてみました。

地区内の緑の量について聞いてみたところ、「多いと思う」「多いとは言えないが足りていると思う」が合計で77%あり、協定地区内では緑化についてはほぼ満たされていることが分かりました。また、地域の緑化をつくり育てていくための緑化協定制度にも58%の方が関心があると回答されました。引き続き今回の調査の結果を踏まえて具体化に向けて検討していきます。



#### (4) 「建築協定だより」の発刊

例年どおり2回(13号、14号)発行しました。発行部数は、30,000部となっています。

14号より、活字をひとまわり大きくして読みやす

くしましたがいかがだったでしょうか。また、13号、14号ではクロスワードパズルを企画し、応募者も多数ありました。

#### (5) 幹事会の開催

幹事会は6回開催いたしました。主な議題は協定地区見学会の実施、住環境意識調査の実施、協定だよりの発行、総会開催の準備等です。また、緑化協定について総政局緑化推進課より説明を受けました。

<平成3年度の活動方針>

#### (1) 建築協定地区見学会の実施

今年度で4回目の見学会は、「協定だより」14号に掲載しました中区の新本牧建築協定地区を中心に港湾施設の見学を盛り込んで企画していきます。

#### (2) 2年度の住環境意識調査に基づく支援策等の検討

回答結果によりますと、支援を受けたいものの中では、「印刷・コピー費」と回答された方が20%と一番多くありましたが、支援はいらないと回答された方も17%ありました。3年度は回答結果を踏まえ分析し、支援策の内容・方法を検討していきます。

#### (3) 神戸市及び京都市の連絡協議会との情報交流を行

昨年、連絡協議会が設立されました、2都市との交流について、「協定だより」や幹事会活動などの情報交換、人的交流などを幹事会で検討していきます。

## 第3回建築協定見学会参加募集

<見学会の日時・集合場所>

平成3年10月19日(土)10時~15時(予定)

集合場所: JR根岸線鶴見駅前(市役所側)

<見学地区>

中区新本牧建築協定地区及び海事広報艇「はまどり」による横浜港の見学

(船は強風等の気象条件により運航中止になる場合がありますので、その際は見学コースが変更

になります。)

<参加者資格>

建築協定地区に住む人、建築協定に関心のある人

<申し込み方法>

建築局企画指導課に電話で10月7日(月)までにお申し込み下さい。先着30名までとなります。参加者には、詳細を追ってお知らせします。

申し込み先: 671-2932、担当 古屋、丸茂、鷲森

今回は、中区本牧和田にあります、商業施設「マイカル本牧」とその周辺の戸建住宅地及び集合住宅地等を含めて建築協定を締結した「新本牧建築協定地区」の見学と運営手法について話を聞きます。また、近年注目されています、ウォーターフロントについて、横浜港の港湾整備状況を見学します。

参加費は無料、昼食がつきます。



# 横浜市における建築協定

総会の事務報告を補足してまとめました。

## 1. 平成2年度実績

### (1) 認可件数は10件

10件の内容は、表1のとおりです。

新規認可は、緑区の上恩田（区画整理地区）の57.38haなど6地区あり、更新では、期限切れ前の隣接協定地区を廃止し、統合した栄区第二湘南桂台（33.9ha・1,530区画）など3地区で、また、変更是、区域及び協定内容を変更した緑区の1地区となっています。

### (2) 地元発意によるものがゼロ

更新時期にあたるものが3地区あったものの、既成市街地での地元居住者の発意によるものが1地区もありませんでした。

### (3) 住宅地の建築制限の特徴的な事例

協定の特徴的な事例としては、親族が同居する住宅で玄関2ヶ所まで認める（二世帯同居住宅よりも緩和した扱い）というもの、屋根勾配に基準（2／10以上）を設けたもの、人口地盤・架台の構造を禁止したもの、ブロック塀等を禁止し、生垣又はネットフェンスとするものなどがあります。

## 平成2年度末の累計と有効地区数

### (1) 累計254地区、有効地区数203地区

平成2年度末（平成3年（1991年）3月31日）現在の累計の認可件数は254件、有効建築協定数は203地区、指導地区数（期限切れだが指導中）は3地区となっています。区別の協定数は表2のとおりで、最も多い区は緑区で73地区、次に金沢区、栄区の22地区となっています。また、鶴見区に建築協定地区（工業系）が誕生したことにより、市内全域に協定が展開することとなりました。

### (2) 運営委員会又は窓口のある地区は152地区（75%）

### (3) 協定地区的面積等

協定地区的面積は、約1,515ha（指導地区を含めると1,548ha）となり、市域面積43,157haの約3.5%（同様に3.6%）、西区の面積633haの約2.4倍（同様に2.4倍）となっています。なお、協定区域内の協定認可時の区画数の合計は約36,500区画（同様に37,954区画）となっており、市内全世帯数1,172,067世帯の約3.1%（同様に3.2%）にあたります。

## 3. 最近の建築協定関係の動向

### (1) 認可件数の動向

認可件数は昨年同様10件でありましたが、新規地区的認可は微減傾向にあります。これは、建築紛争のキッカケにした建築協定の相談やコンサルタント派遣が多いものの、同意が得るのが難しく締結まで結びつかないものが多いためと考えられます。また、開発許可による造成件数が減少し、開発規模も小さくなっていることから、協定を結ぶものが少なくなっています。一方、既存の協定地区の期限切れに伴う更新地区が目立ち始めています。

### (2) 二世帯同居住宅の増加

二世帯同居的な住宅の増加と多様化（玄関2つの共同住宅形式のものなど）が見られ、協定もこれに対応する動きも出ています。この背景には高齢化社会への対応や地価の高値安定が考えられます。

### (3) 自治会館・町内会館の建設問題

用途を戸建住宅に限定した2、3の地区で自治会館・町内会館の建設問題が起こりました。協定書が予想していない事柄については、地域の合意に基づいて対処する必要があります。

今後の認可にあたっては、必要に応じて、自治会館・町内会館について、あらかじめ検討するよう指導していきます。



## 建築協定Q&A

Q7 協定加入者が土地を売却した場合、協定の効力はその購入者（第三者）には及ばないとの法的解釈があるが、市の意見及び対応策について。（栄）（港南）

A7 建築基準法第75条（建築協定の効力）の規定により、協定の認可の公告のあった日以後において、売買等により、新たに協定区域内の土地の所有者となった者に対しても法的効力が及びます。

Q8 住居専用地域における10戸未満のワンルームマンション・アパートの規制強化について、市条例改正を含む検討の余地はないか。（栄）

A8 本市では「横浜市ワンルーム形式集合建築物に関する指導基準」を制定し、昭和62年6月1日以降、これより指導しておりますが、ご指摘の10戸未満のワンルームマンションにつきましては、小規模でもあり、周辺環境に与える影響が比較的小ないことから、現在のところ、指導基準の対象とするなどの規制強化は考えておりません。

Q9 二世帯住宅の希望が多くなってきたので、今後は、「玄関2つの二世帯同居住宅」も、協定の運営上は一戸建専用住宅と同様の扱いをしたいと考えています。

「玄関2つの二世帯同居住宅」は、建築基準法上は共同住宅として取り扱われるということですが、この場合、一戸建専用住宅とどこがどのように異なるのでしょうか。（金沢）（港南）

A9 現在のところ、玄関が2つあれば、市の基準では共同住宅扱いとなります。この場合には、一戸建専用住宅と比べて、防火・避難等の観点から、原則として次のような規制が加わります。

◎敷地は道路に幅6m以上接しなければならない。

◎災害時の避難のために建物の各室から2方向の避難経路が必要となる。

◎災害時の避難のために玄関から道路等に至る幅2mの敷地内通路が必要となる。

◎住戸の間の壁を、火災拡大防止及びプライバシー確保のために、防火構造及び遮音構造とすることが必要となる。

などです。

しかしながら、通常のアパート等と比べても玄関が2つの二世帯同居住宅を共同住宅として扱うことは、その規模や居住者を考えると厳しい制限となっていますので、今後は、先の住環境のアンケート結果をもとに制限の見直し、

表1 平成2年度認可地区一覧

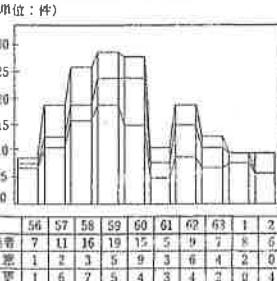
認可地区	
・大原町インダストリアルパーク（新規）	緑区
・市ヶ尾第二地区（変更）	
・横浜丘陵地区（新規）	
・上恩田地区（新規）	
・程子田八地区（新規）	
戸塚区	
・紙島町八地区（新規）	
・ビルズ南戸塚地区（新規）	
栄区	
・松が丘住宅地（更新）	
・第二次洲南桂台（更新・変更）	
（第二次洲南桂台第2地区廃止）	
泉区	
・上飯田モデル住宅地（更新）	

表2 区別建築協定有効地区数及び区域面積  
(平成2年度末現在)

区域	地区政	面積(ha)
鶴見区	1	3.27
神奈川区	3	2.23
西区	1	1.02
中区	3	8.958
南区	5	15.09
港南区	17	74.97
逗子ヶ谷区	4	9.45
旭区	11	34.38
鶴子区	5	14.69
金沢区	22	305.80
港北区	14	47.56
緑区	73	595.32
戸塚区	17	93.11
栄区	22	149.17
泉区	4	78.18
神谷区	1	1.12
総計	203	1514.94

横浜市面積 43,157ha  
西区の面積 633ha

最近10年間の認可件数の推移



或は用途の見直しを市と幹事会において検討したいと考えてあります。

Q10 市内の協定区域数は200余りと聞きますが、行政の協力のもと、例えば街路灯や交通安全ポール等に同一デザインの地区表示をする等、何が協定地域に共通の特色を出すようなものを設置するようにできないでしょうか。（港北）

A10 現在、新規協定締結地区と、地元から要望がある地区に対して、市の費用で協定区域を表示した看板の設置を行ってあります。ご提案のとおり、単に看板を設置するのみならず、シンボルマークの表示などによって、協定区域のP区や地区のイメージ・アップを図るといったことも考えられます。今後とも、こうしたご提案を幹事会で検討していただき、併せて本市としましても支援策等を検討させていただきたいと思います。

このほかにも、緑化協定締結の方法、駐車場問題、都市施設等に関するお尋ねや協定の手引書やパンフレットの送付依頼がありました。

お問い合わせ先・建築局企画指導課

## 一講演

## 『建築協定制度の問題点と課題』

千葉大学教授 まるやま えいき

以下は、総会での講演を、事務局の責任で要約したものであります。

建築協定の王国とでもいいくべき横浜市で、建築協定についてお話をできることをたいへん光栄に思っています。

私も、ずっと横浜の建築協定地に住んでいますから、建築協定については前々から興味を持っています。また、主として民法の物権法、所有権法をやってきた者として、相隣関係法は非常に関係があるので、その点からも関心を持っていました。

お話をするとということで、協定に関する判例等を調べてみましたが、実は、裁判所に行っている事例は1件しかありません。きょうは、その判例を皆さんに紹介し、そこから出てくる問題点をお話ししたいと思っています。

また、建物の区分所有等に関する法律を比較の対象にしながら、お話をしようと思っています。

## &lt;教会の建築をめぐる訴訟&gt;

この事件は、どういう事件かといいますと、神戸市北区泉台4丁目の鈴蘭泉台西地区の住宅地で建築協定が締結され、その第6条に「住環境を阻害しないと認める店舗、医院併用住宅」が建てられると規定されていたわけですが、そこに教会の建築計画が出てきました。当時の運営委員会の委員長（S不動産）は、それをけっこうであると承認いたしました。それに対し、その住民のうち14人が、協定違反であるとして神戸地裁へ工事続行禁止の仮処分申請をします。これが認められ、教会が200万円、工事を請け負っていたA住宅、B工務店が、それぞれ50万円の補償金を支払いました。

そこで、教会及び補助参加人（S不動産）から工事続行禁止の仮処分は違法であると、本訴が出てきました。第1審は神戸地方裁判所であって、ここではその言い分が認められました。そこで、14人のほうから控訴がなされたということが、この事件です。

争われている点は、まず、控訴人は仮処分申請当時運営委員長ではなかった。出訴の権限は運営委員長の専権である。したがって、当事者適格を欠くので却下すべきである、という教会側の主張です。

この協定は、開発分譲業者が行政指導に基づいて申請したものでいわゆる一人協定に似た性格を持ち、S不動産が原始協定者の中から運営委員長となりました。そして、この教会の建築計画に承認を与えたというわけです。

ところが、この承認をした日が運営委員長の任期である1年を過ぎていました。そこで、その時点での権限が誰にあるかが問題になってきます。

教会・S不動産側は、運営委員長の任期は継続あるいは黙示的に再任されたものである。住民本位の運営が可能となるまでは、運営委員長の権限が行使できる。委任の規定の類推で、後任が決まるまでは受任義務を遂行する義務がある、と主張しました。これに対して住民側は、黙示の再任ということは

あり得ない。運営委員会は存在しなかった。だから与えた承認は無効である、と主張をしているわけです。

さらに、教会・S不動産側は、運営委員長がいつ決めたことは、後になって運営委員会の構成が変わったからといって覆すことはできない、と主張しています。これは、訴えをした14人のうちの1人が、後に運営委員長に選任されて、その後、承認をしないと教会に対して通告したからです。

こういうところが、争点になってまいります。

## &lt;教会・S不動産側が勝訴&gt;

そこで、裁判所がどういう判断をしたかということですが、この判決では、教会・S不動産側が勝っています。

争因の一つとして、14人の1人が運営委員長に選ばれたことを争っていますが、その点については、控訴人が運営委員長に適法かつ公正に選任されたと認めています。

本協定では運営委員長のみが違反は正の出訴ができるとされており、申請当時、控訴人は運営委員長でなかったので当事者適格を欠き不適法であったが、現時点では、運営委員長に選任されたので、当事者適格を有している、という判断を示しています。教会・S不動産側からの抗弁である出訴時から口頭弁論終結時まで原告適格が必要であるという主張は退けられているわけです。

そこで、任期を過ぎた時点での承認というのは認められるであろうかという点が、次の問題になってきます。

裁判所は、運営委員長の任期終了後は、民法654条（任期終了後も、新たな受任者が出てくるまで委任事務を継続してやる義務がある、という趣旨の条文）が類推適用され、S不動産は承認する権限を持っていた、といっています。

次に、建築協定の解釈が問題になっています。裁判所は、建築協定の解釈は厳格に解する必要がある、通常の契約以上に文言を重視する必要がある、といった上で、ここでは、店舗（医院）併用住宅の中に教会は入らないという結論を出しますが、といって、運営委員長側の言い分を認めるわけにはいかない、といっています。

そのところを読んでみると、「本件協定6条の店舗（医院）の意義を右のように解するが妥当である」というものの、これと異なり、被控訴人主張のような趣旨に解する余地も全くないわけではなく、（略）補助参加人がその適法な権限に基づいて被控訴人に与えた承認をもって無効のものということはできず、その後に至って本件協定の運営委員会の見解が変わったことを理由に先に与えた承認の効果を覆し被控訴人がすでに着手を始めた本件建築工事の禁止等を求めるることは、被控訴人の信頼を裏切り、同人に予期しない重大な損害を与えるもので、信義誠実の原則に反し、許されないものというべきである。」ということで、結局、この仮処分の決定が覆されました。

## &lt;判決に見る問題点&gt;

これは、いろいろとおもしろい問題を含んでいます。まず、運営委員会の性格、権限といったものについて、話を進めていきたいと思います。

まず、建築協定の締結者というのがいかなる性格を持った集団であるか、という問題があります。区分所有の場合にも、規約をつくった人たちの間の関係が問題となっていますが、区分所有法では、3条で「相互に団体を構成する」といっています。建築協定の締結者の場合には、集団的組織性の意識が比較的希薄で、運営委員会に対して、建築協定の運営を委任していると見るのが妥当ではないかと考えます。

この場合民法の委任の規定では、委任の関係はいつでもどちらからでも解除することができる、となっていますが、団体的な側面が入ってきますと、結局、構成員の多数決によって選任あるいは解任ができる、ということになると思うんです。

では、運営委員会ないし運営委員長はどのような態度で職務を行ったらしいかということですが、「受任者は委任の本旨に従い、善良なる管理者の注意をもって委任事務を処理する義務を負う」というのが、民法の644条にあります。ここでいう善良注意義務というのは、運営委員あるいは運営委員として社会的に要請される程度の注意義務、あるいは知識が必要であるということです。

ところで、判決では、運営委員長のみが是正措置の請求をし出訴をすることができる、といっています。では、運営委員会ではそのような決議をしたが、運営委員長が出訴をしなかった場合にどうなるだろうか。その場合には、運営委員長を解任して新たに運営委員長を立てる以外にはないだろうと思います。

そこで、最大の問題は、違反の事実があるのに運営委員会はまったく動かない、といった場合、個々の協定締結者が出訴ができるだろうかという問題です。この判決では、できないといっています。しかし、そうだろうかという感じを私は持っています。と申しますのは、協定違反の建築によって損害が発生した場合には、個々の締結者も差し止めあるいは損害賠償を請求することができるというふうに解すべきではないか。締結者個人にもそのような権限を残しておかなければならぬ、と思うからです。

次に、建築協定の解釈の問題ですが、区分所有を巡っても同じような事件がありました。石神井公園団地バルコニー事件というもので、住宅公団からマンションを購入した人が、住宅部分に接続するバルコニーにアルミサッシュなどを利用して温室をつくりました。それに対して、管理組合が、建築協定（これはここでいう建築協定と違います、一括の規約の一部をなすものですが）違反だということでおこなった。温室の撤去を求めたという事件です。

第1審では、温室をつくったからといってほかの人の迷惑になるものではないとして、管理組合の請求が棄却されています。しかし、第2審の東京高裁では管理組合の言い分が認められ、最高裁もそれを維持しています。

神戸の事件では、解釈を厳格にする必要があるが、運営委員長が替わることによって解釈が変り、最初はいいといったものが、後にはだめだというのは信義則に反するから、強制することはできないと



## シリーズ まちづくり散歩

## …『第二次湘南桂台建築協定の街づくり』…

第二次湘南桂台建築協定運営委員 成 宮 正 隆

平成3年3月26日、横浜市長より「第二次湘南桂台建築協定について」は、平成3年3月13日認可し、同25日公告した。」との通知を頂き、私たち建築協定更新委員会のメンバー8名は、2年間の更新作業の苦労もあっただけに、ほっとした喜びと同時に、最終的に協定の主旨に賛同して頂いた協定の方々の理解と協力に深い感謝の念を抱いた次第です。

第二次湘南桂台協定地区は、JR根岸線の本郷台駅から徒歩約20分の高台のところにあり、この地区が開発された時に、山林の一部が残されたこともあって、自然の緑に囲まれた閑静な住宅地としてその環境が維持されて来ました。これは、昭和40年代に大林不動産株式会社が、この地域を開発するにあたって、地元の山林所有者の協力を得ながら、この地域を永住型の住み良い住宅地として開発が進められ、またその環境の保全と維持のために、昭和50年開発業者により第二次湘南桂台建築協定が締結され、今日に至ったことによるものです。



(建築協定地内にある歩行者専用道路)

この建築協定の区域は、約43万平方メートル、区画数は1,580区画を抱え、横浜市内でも比較的大規模な建築協定区域と思われます。勿論この建築協定の運営は、開発者の大林不動産株式会社より第二次湘南桂台建築協定運営委員会に移管され、協定締結後15年に亘って委員会がその運営に携わって来ました。今回この協定が締結後15年（有効期間10年間プラス自動更新期間5年間）の月日がたち、協定を更新する時となったわけです。15年間の協定運営の経験があったとはいえ、更新作業を進めるにあたって問題点としては、

1. 協定区域が面積、区画数ともに規模が大きく、土地所有者の意見等を細部に亘って充分に聴取、打合わせることが大変に難しいこと。

2. 1,580区画のうち土地所有者が、

当地域に居住する区画 1,303区画 (82%)

当地域外に居住する区画 277区画 (18%)

いわゆる不在地主の比率が18%と高くしかも土地所有の目的が将来自己の住居とすること以外

にあり、必ずしも居住者と共に目的がないこと及び土地所有者の現住所が日本国内外に亘り、お互のコミュニケーションを図るために時間と要すること。

3. 生活の質的な変化の時代を迎えて、住環境に対する考え方方が、多様化していること、また、多様化に加えて、土地の高齢と高齢化社会を迎えて、特に親子二世帯住宅の2つの玄関の問題、延べ率、容積率の制限を緩める問題等々意見が分かれていること。

以上のような問題点を抱えながらも、当地域に居住する土地所有者は、生活の質的变化もあって、協定の内容については、人それぞれの意見はあるものの、大筋において住環境を守っていくためには、協定を締結することが先ず大切との強い熱意に支えられて、更新作業に取りかかった次第です。

平成元年3月より2年間に亘って、アンケートの実施、更新案作り、またアンケート、更新案の修正という作業を繰り返しながら、昨年9月ようやく協定書の合意と締結の作業を完了した次第です。最終的には、総区画数1,577区画のうち、協定の区域は1,535区画(98%)、未同意の区画(穴抜け地)は42区画(2%)となりました。当地域に住んでおられる方は勿論のこと不在地主の方々よりも多大の理解と協力を得て、協定の締結となりました。特に当地域の開発時に御協力を頂いた地元の方の御支援がなかったら、協定の締結も難しかったのではないかと考えております。



(協定地内の家並)

建築協定の制限内容としては、

1. 用途は、一戸建専用住宅(二世帯同居住を含む)
2. 建築物の最高の高さは、宅地造成工事竣工検査時の敷地地盤面より9メートルとして、階数制限を設けない。
3. 延べ率、容積率の制限は協定では設けない。
4. 敷地の分割、地盤の変更は出来ない。

(建築協定地区的中央を通るメインストリート)  
(通り沿いを除いた両側に協定地区があります)

今回の建築協定の更新の内容については、新しい時代の変化を先取りするような特に斬新な内容には至らず、原則的に前協定の内容を守りながら、不明確な点を明確化したという範囲にとどまったと考えております。保守的であるとの意見もあるかも知いますが、協定は生活環境の維持並びに変化への対応という両面から考えていく必要があり、そういう点から考えると余り大幅な協定の変更よりも、の変化に対応して、協定者とその都度打合せ、重ねながら、一步一步前進する形で内容そのものを見直していく努力が大切ではと考えております。

より良い街づくりには、建築協定が絶対不可欠であり、協定締結の結果として美しい街並みの外観を保証してくれますが、協定の持つもっと重要な意味は、同じ地域に土地を持ち、そこに住む人達がお互いにより良い、より楽しい生活をしようと思う気持と周囲への気配りにあるのではないかと思います。そのためにも、自分の意見を積極的に言い、相手の意見も熱心に聞くという積極性と謙虚な気持こそ大切と考えています。



## 横浜市住宅リフォーム相談所

'91. 7. 5. ~ '92. 5. 31. (11:00~16:00)  
(金・土・日・祝祭日のみ開催)

TVKハウジング・プラザ横浜内

《相鉄線平沼橋駅より徒歩5分》

《横浜駅西口天理ビル三越側より無料送迎バス運行》

主催 横浜市住宅リフォーム促進協議会

後援 横浜市

問い合わせ先：横浜市住宅リフォーム相談所 TEL 313-5373



## 《他都市シリーズ第7回》

## 広島市西区鈴が峰団地の建築協定地区

今回の他都市シリーズは、全国的にも数少ない、そして先進的な事例である「建築協定」と「緑化協定」を併せて締結し、みどりを取り入れた住民によるまちづくりが行われている広島市西区鈴が峰団地の建築協定地区を紹介します。



&lt;広島市における緑化運動の経緯&gt;

広島市は、1945年8月6日に人類史上初めて原子爆弾が投下され、一瞬にして焼け野原となり、市街地の樹木や建築物は壊滅し、多くの犠牲者をだしました。そして、「今後、75年間は広島には草木も生いであろう。」と言われたそうです。

そこで、広島市では、「都市の復興は、また緑の復興を意味する。」との考え方から、1959年に緑化推進本部を設け、第1次緑化運動「供木運動」を始めました。全国各地、外国からも樹木の種子や植樹基金が多く寄せられ、75年は草木も生えないと言われた広島に、わずか10年あまりで20万本の樹木が芽吹



&lt;建設大臣表彰「まちづくり月間・まちづくり功労者賞」受賞&gt;

## 川崎市高津区蟹ヶ谷清水地区建築協定

運営委員長 吉原 軍治

この度、建築協定締結時の努力が報われ、私共運営委員会は、建設大臣表彰「まちづくり月間・まちづくり功労者賞」を戴くことができました。

本紙面をお借りして、まちづくりに尽力されている建築協定地区的皆様に対して、一言ご挨拶と、協定締結経緯のご報告をさせて戴きます。

当該地区は、JR新川崎駅西北西4km、東横線武藏小杉駅西南西2.5km、日吉駅西北西2km、第三京浜川崎インター南東2.5kmの市境近くに位置します。昭和35年に市内では初期的な民間分譲地として開発され、矢上川を見下ろす高台にあって日照条件もよく、緑樹に恵まれ、建物相互間の保有距離も十分にある良好な住宅地として、まちなみを形成してまいりました。ところが、昭和48年に第2種住居専用地域に指定されたのを機に、住環境の悪化を未然に防止し、安心して住める地区として維持して行きたいという住民の切なる願いが高まり、昭和55年には最初の建築協定(95区画・期間10年)が締結されました。

いたそうです。

1970年代に入ると、急激な都市化が進んだ結果、市の緑の総量が減少していくため、1975年に第2次緑化運動として、市民総ぐるみの運動として『緑化宣言』が行われました。緑化宣言では「緑は生命を浄化し、平和をはぐくむ。人と緑の調和ある発展は、われわれ市民の切なる願いである。」といい、見た目の都市景観整備だけではなく、より快適で人間性あふれるまちづくりを進めるため、道路、公園、河岸といった公共部分の緑化は行政が、宅地の緑化は住民がといった、行政と市民が一体となって緑化運動を展開して行ったということです。

## &lt;鈴が峰団地のまちづくり&gt;

広島市西区鈴が峰団地は、広島市の中心部から西へ約4キロメートル、広島の中心部や遠くは国立公園の瀬戸内海が望める市街地の高台に位置した所にあり、1982年から1983年にかけて建築協定と緑化協定を締結し、住民によるみどり豊かな住みよいまちづくりが行われています。

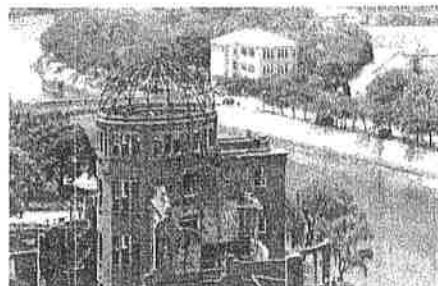
## &lt;住宅地区の建築協定及び緑化協定の概要&gt;

## [建築協定]

- 1 用途は専用住宅、併用住宅、診療所
- 2 階数は2階以下
- 3 塚の高さは1.2メートル以下
- 4 建築物は境界線から1メートル以上離す

## [緑化協定]

- 1 敷地には、常緑樹木を主体にできるだけ多く



植栽するよう努めること。

- 2 樹木等を植栽する場所は、道路から見えるところとすること。
- 3 かき又はさくは、生け垣等とすること。
- 4 枯損木の植替え等、維持管理に努めること。
- 5 当初の樹木をみだりに収除いてはいけない。

このように、建築協定で塀の高さの制限をし、緑化協定でかき・さくを生け垣等で行うよう規定することによって、敷地境界線を樹木の生け垣としています。また、樹木の植栽位置や樹種等を定め、樹木の維持管理についても緑化協定で規定することにより、住民の力で開放的で四季を通じてみどり豊かなまちづくりを行っています。

この地区を歩いてみると、きれいに管理されたみどりの多さに驚くばかりです。ここでは、行政に頼らず、住民一人ひとりが毎日の生活の中でみどりを取り入れたまちづくりを行っているということです。家々の境界を塀で仕切らないで生け垣や樹木で緑化することが、人の心に潤いをもたらす。また、緑を仲立ちにして新しいコミュニティーの輪が広がっていく。「建築協定」と「緑化協定」を併せて締結した住民によるまちづくりが、ただ環境を守るだけでなく、緑化宣言でも言われている「緑は生命を浄化し、平和をはぐくむ」ということを、この地区を歩いてみて肌で感じました。

今回、広島を訪ね、まちづくりとは、一人ひとりが、毎日の生活の中で行うものであることを学びました。

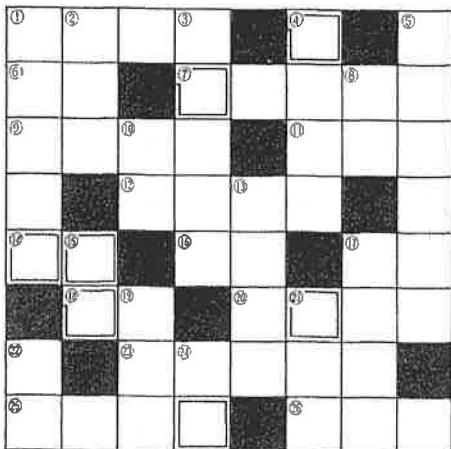


(左から池口相談役・吉原委員長・渡辺副委員長)  
ですが、環境保全のために私たちの教訓を生かして多くの地区に続いていると願うものです。

両市は隣接し、地形的に似ており、また、互いに抱える問題も共通するものがあろうかと思思います。今後とも、これらの経験を生かして、まちづくりを行っていきたいと考えておりますのでよろしくお願い致します。

現在、川崎市内には14の建築協定地区がございま

下のクロスワードパズルを解き、二重枠の文字(ひらがな？文字)でことばを作ってください。正解者20名にテレホンカードを進呈します。  
(正解者多数の場合は抽選)



ヨコのかぎ

- ①インダス文明の遺跡の一つ。

⑥代表的なものに「長十郎」や「20世紀」がある。

⑦横浜市の友好都市。人口1,260万人。

⑨一時的な解雇のこと。

⑪意外なところで意外な人に会って、□□□とした。

⑫横浜□□□の塔は「クイーンの塔」と呼ばれています。

⑯針葉樹。古来、神聖な木として尊ばれてきた。

⑮□薬をオブラーで包んで飲んだ。

⑯ラテン語では ego。

⑰「乾季」の反対。

⑲アフリカ中部の共和国。首都キンシャサ。

⑳魚料理によく合います。

㉑海外文学は□□□されることにより広く読られます。

㉒猫が追いかけます。

-----

<タテのかぎ>

①海で遭難して、□□□にたどり着いた。

②いかにも緑化協定地区□□□。緑豊かで美しい住

### 〈タテのかぎ〉

- ①海で遭難して、□□□□にたどり着いた。  
②いかにも緑化協定地区□□□、緑豊かで美しい住

宅地だ。

- ③この8月にオープンしたコンベンション施設です。帆の形をしたホテル棟が印象的です。

④人手不足のために□□□水準が上がっている。

⑤2カ国語話せること。

⑥海外留学をして□□を付ける。

⑦日本最大の高層湿原。ミズバショウで有名。

⑧横浜市内で唯一コアラのいる区は□□□□区です。

⑨「事情□□」、「消息□□」。

⑩最初は工場の作業着として用いられました。

⑪1814年、イギリス人スティーブンソンが発明。

⑫商人の□□で買い物をしてしまった。

⑬中国唐時代の詩人。

⑭勾配のない屋根を□□屋根といいます。

◎應募方法

はがきに問題の答と、住所、氏名（建築協定区域内にお住まいの方は、その建築協定名も）、電話番号、そして「建築協定だより」の感想等を記入の上、10月末日までに❷231 横浜市中区港町1-1 横浜市建築局企画指導課企画係までお送りください。

## お 知 ら せ

「建築協定運営委員会の手引き」の配布

建築協定地区の運営委員会の方が協定を運営する際、参考となるよう協議会の幹事会で講論をし、横浜市建築局の監修を受けて作成したものです。皆様の住環境の維持向上に少しでも役立ててほ幸いです。まだ、配布を受けていない地区で必要がありましたらご連絡ください。

### ＜運営委員変更の届け出等について＞

運営委員長、協定だより配布先等が変更になった場合は、建築局企画指導課まで届け出てください。この届け出はありませんと市役所・区役所との連絡に支障をきたすことになります。届け出の様式は決まっていませんので、葉書でも結構です。建築協定名（できれば市で付けている整理番号も）、運営委員長等の氏名、住所、電話番号をお知り

らせください。協定だよりの配布先の届け出については、  
必要な部数をお書き添えください。

なお、正式な運営委員会が設立されていない地区については、協定上の問題が万一起った場合に支障がありますので、是非設立されるようお勧めします。

＜建築協定の勉強会・説明会にスライド・ビデオをご利用ください。>

「建築協定をつくりたいんだけれど。」「でもよく分からぬ。」「勉強会をしましょうか。」。そんなときにご利用いただけるよう、スライドとビデオを貸し出しています。仕様は、カラースライド音声同調方式18分。ビデオはVHS方式でシナリオはスライドと同じです。内容解説のパンフレットもございますのでご相談ください。

横浜市建築協定連絡協議会役員

会長	竹内良夫	緑区桜台住宅地
副会长	佐藤鉄雄	港区北区港北N丁
副会长	鈴木 稔	金沢区西武金沢文庫
幹事	山内武男	緑区美しが丘中部自治会
幹事	大上秀雄	緑区すすきの地区
幹事	小林銀三	港南区日の峰地区
幹事	徳原喜六	戸塚区鳥が丘住宅地
幹事	原 秀夫	栄区桂台自治会

この建築協定だよりについてのご質問。ご意見については事務局 横浜市建築局企画指導課  
電話671-2932・2933 〒231横浜市中区港町1  
までお寄せ下さい。

PACIFIC CONVENTION PLAZA YOKOHAMA PACIFIC CONVENTION PLAZA YOKOHAMA PACIFIC CONVENTION PLAZA YOKOHAMA PACIFIC CONVENTION

# パシフィコ横浜

# PACIFIC CONVENTION PLAZA YOKOHAMA

会議センター、展示ホール、ホテルがひとつになった  
国際コンベンション・センター パシフィコ横浜  
オープン

### お問い合わせは—

パシフィコ横浜（株式会社 横浜国際平和会議場）



〒220 横浜市西区みなとみらい1丁目1番地  
TEL. 045(221)2121 FAX 045(221)2136

PACIFIC CONVENTION PLAZA YOKOHAMA PACIFIC CONVENTION PLAZA YOKOHAMA PACIFIC CONVENTION PLAZA YOKOHAMA PACIFIC CONVENTION  
(横浜市広報印刷物登録第030279号、類別：会員権 C-1 L-610)